

自家発電設備を設置している建物の関係者の皆さまへ



自家発電設備は、災害等による停電の際に、電動の設備を有効に作動させるために備えられた**非常電源**の1つです。

建物の用途や規模によって、消防用設備に**非常電源**を設けることが必要となります。

また、消防用設備等は定期的な点検と消防署への報告が必要ですが、消防用設備等に備えられた**自家発電設備**も同様に、点検と報告が必要です。

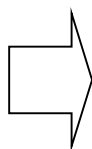
建物に設置してある消防用設備等（例）



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



非常電源（自家発電設備）

非常電源として、建物に自家発電設備が備えられていると？



1年に1回実施する消防用設備等点検の総合点検において、**負荷運転**もしくは**内部観察等**を実施する必要があります。

なお、原動機にガスタービンを用いる自家発電設備は負荷運転及び内部観察等は不要です。

※点検周期の緩和について

1年に1回実施する負荷運転及び内部観察等は、自家発電設備について**運転性能の維持に係る予防的な保全策**が講じられている場合は、点検周期を**6年に1回**に延長できます。

負荷運転、内部観察等、運転性能の維持に係る予防的な保全策については、総務省消防庁のリーフレット等をご覧ください。



【お問い合わせ先】

宮崎市消防局 予防課

TEL: 0985-32-4908

e-mail: 75yobou@city.miyazaki.miyazaki.jp